

滋賀県淡水真珠振興計画の改定について

I 計画の概要

- 「真珠の振興に関する法律」(平成 28 年法律第 74 号)に基づく県計画。

第3条 都道府県は、基本方針に即し、当該都道府県における真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興に関する計画を定めることができる。

- 内容は、真珠産業の振興のための施策、真珠の需要の増進のための施策に関する事項等。
- 国の基本方針に即し、農業・水産業基本計画を上位計画とした計画。
- 現計画(30年3月策定)は、平成30年～令和2年度。次期計画期間は、令和3年度～令和7年度。

II 現計画の目標指標の評価、その他成果と課題

- (目標指標)真珠生産量50kgを目標指標としているが、達成は困難な状況。

指標	H28	H29	H30	R1	目標(R2)
真珠生産量(kg)	28	24	30	19	50

- (生産の安定化)水産試験場では、母貝生産技術の改良や漁場環境評価、それらの普及に取り組み、生産効率改善や養殖業者の生産意欲の向上につながり始めている。
- (組織化の推進)養殖漁業者の情報交換会を開催し、生産に関する情報共有や共通した取り組みの開始など、業者間の横のつながりの回復を進めているところ。
- (人材育成)地元の沿湖漁協が養殖業者の生産に対して支援する動きも見られ、その中で真珠養殖技術の継承の動きも始まっている。
- (需要の増進)業界関係者それぞれの取組により、加工販売の多様化、戦略的積極的なPR、催事への出店、養殖体験も組み合わせたオーナー制等、琵琶湖産淡水真珠の知名度の向上が進んでいる。

III 特に重点的に取り組むべき課題

- 真珠生産の安定化と増大を図るためには、特に母貝生産の安定化を図ることが急務。
 - ・母貝生産の安定化と効率化に寄与する技術の開発と普及。
 - ・母貝生産に必要なナマズ等魚類の安定確保。
 - ・養殖業者の組織化の発展(母貝等を融通し合える横のつながりの構築)。
- より高品質な真珠生産につながる母貝の生産。
- 真珠養殖技術の継承およびその支援。

IV 改定スケジュール

令和2年 12月	常任委員会報告(計画改定について)
令和3年 3月	常任委員会報告(計画素案について)
6月	常任委員会報告(計画原案および県民政策コメント実施について)
7月	県民政策コメントの実施
9月	常任委員会報告(計画案について)
10月	計画策定および公表

現行の「滋賀県淡水真珠振興計画」の概要

I はじめに	
1 計画策定の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ●本県の真珠養殖業は、昭和5年に淡水真珠の養殖が成功したことに端を発し、努力と挑戦を重ね確立された。 ●昭和40年代には生産量が6,000kgを超えたが、その後、急激に生産が減少した。 ●近年、漁場環境の改善等により、回復の兆しが見られる。 ●平成28年6月に「真珠の振興に関する法律」が制定され、都道府県は振興計画を定めることができる。 ●琵琶湖産淡水真珠は本県ならではの地域資源として地域活性化に貢献する産業価値を有しており、真珠産業の再興と維持発展を図るため真珠産業の振興計画を定める。
2 計画の期間	平成30年度から平成32年度までの3年間
II 現状と課題	
	<ul style="list-style-type: none"> ●琵琶湖産淡水真珠は昭和46年に生産量が6,241kgを超え、55年に生産額が41億円に達した。 ●当時は国内はもとより海外にも人気を博し、輸出も盛ん。 ●昭和60年以降、母貝の成長不良等により生産量が急減。 ●近年、漁場改善の取組などにより、生産量は回復傾向(H24:11kg→H28:28kg)。 ●母貝の安定供給や漁場の環境改善、真珠施術技術者の育成が課題。

